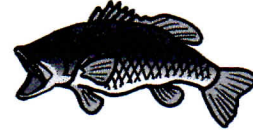


ブラックバス等の 放流・再放流は禁止



は、県内・市内の河川の生態系や河川漁業に大きな影響を及ぼし、問題となっています。
釣り人の皆さん、ルールを守り、河川環境の保全にご協力をお願いします。
問い合わせ 市役所農政課

☆特定の外来魚の放流等は禁止
ブラックバス（コクチバス・オクチバス）、ブルーギル、チャネルキャットフィッシュ（アメリカナマズ）の飼育、運搬、輸入、河川や湖沼への放流等は、法律で禁止されています。違反した場合は、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金が科されます。

☆再放流も禁止

県では、在来魚等への影響が特に大きいコクチバスとチャネルキャットフィッシュの再放流（リリース：釣り上げた魚を河川・湖沼等に返すこと）も禁止しています。また、釣り上げた場合、生きたままの持ち帰りもできません。

☆なぜ禁止されているの？

外来魚は、もともと日本にはいなかった魚です。中でも捕食性や繁殖力が強いコクチバス等